

－ 事業報告 －

〈年度報告・6月1日現在の状況報告〉

労働者派遣事業を行う事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとに、毎年、「労働者派遣事業報告書」を厚生労働大臣あてに提出しなければなりません（労働者派遣法第23条第1項）。なお、労働者派遣事業の実績がなかった場合にも提出の義務があります。

◎提出様式

| | 提出部数 | |
|---|------|-----|
| | 原本 | コピー |
| 労働者派遣事業報告書 〈年度報告・6月1日現在の状況報告〉 (様式第11号) [第1面～9面] ※労働者派遣事業を行う事業所ごとに作成 | 1 | 2 |

◎添付書類

| | | |
|--|--|---|
| 労働者派遣法第30条の4第1項の協定（※）を締結している場合は添付 ・毎年6月1日の時点で有効中のすべての労使協定を添付 ・労働者派遣の実績がなかった場合や協定対象の派遣労働者がいなかった場合であっても、6月1日時点で労使協定を締結しているときは添付が必要 ・労使協定で具体的に内容を定めず就業規則などによることとしている場合は、労使協定で引用している就業規則などの該当部分も併せて添付 ※同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のこと。 | | 2 |
|--|--|---|

◎提出期限

年度報告・6月1日現在の状況報告（様式第11号）

〈年度報告〉

…事業年度経過後（決算後）の翌月以後最初の6月30日まで

〈6月1日現在の状況報告〉

…毎年6月30日まで

◎前年6月以降に新規許可を受けた事業所については許可日から決算期間末日までが対象ですが、許可日以降5月31日までに決算期間末日が来ていない場合は本年6月1日現在の状況報告（第1面、7面、8面、9面）のみの記載となります（用紙は、第1面～9面まですべて提出）。

◎提出先

事業主を管轄する労働局